

雲仙市地区水道等料金負担軽減対策事業支援金支給要綱

(目的)

第1条 この告示は、食料品、電気料金等の物価高騰の影響を受けている市民及び事業者等の負担を軽減するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、臨時的な措置として市水道を利用していない世帯等に対し、予算の定めるところにより雲仙市地区水道等料金負担軽減対策事業支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「支援金」とは、前条に規定する目的を達するため、市によって支給される金銭をいう。

2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市水道 雲仙市が給水する水道をいう。
- (2) 地区水道 地区水道組合その他の団体が管理・運営する水道施設をいう。
- (3) 地区水道組合 地区水道を管理し、当該地区水道の利用者から料金を徴収する団体をいう。
- (4) 自己水源 井戸その他の生活用水（飲用に供するものに限る。以下同じ。）として利用される市水道及び地区水道以外の水源をいう。

(支援金の支給対象者)

第3条 支援金の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に所在する地区水道組合に加入し、市水道を利用しない世帯の世帯主又は事業者
- (2) 市内に住所を有し、生活用水として自己水源のみを利用している世帯の世帯主

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、月額770円とする。

(支援金の支給対象期間)

第5条 支援金の支給対象となる期間（以下「支給対象期間」という。）は、令和8年4月から令和9年3月までの12箇月間とする。

2 支給の対象となる月は、支給対象期間の各月初日を基準日として判定するものとする。

(支援金の支給申請)

第6条 支援金の支給を受けようとする者は、令和8年4月1日から令和9年3月1日までの間に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 雲仙市地区水道等料金負担軽減対策事業支援金支給申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 本人確認書類の写し
- (3) 支援金の振込口座が確認できる通帳等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(支援金の支給決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、支援金を

支給することを決定したときは雲仙市地区水道等料金負担軽減対策事業支援金支給決定通知書（様式第2号）により、支援金を支給しないと決定したときは雲仙市地区水道等料金負担軽減対策事業支援金不支給決定通知書（様式第3号）により、通知するものとする。

（支援金の支給）

第8条 市長は、前条の規定により支援金の支給を決定したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月に支援金を支給するものとする。ただし、令和8年10月以降に市が受け付けた申請については、令和9年3月に全支給対象期間分を一括して支給するものとする。

（1） 令和8年4月から令和8年9月までの支給分 令和8年10月

（2） 令和8年10月から令和9年3月までの支給分 令和9年3月

（支援金の変更申請）

第9条 支援金の支給決定を受けた者は、支給対象要件に係る事実に変更が生じた場合には、遅滞なく雲仙市地区水道等料金負担軽減対策事業支援金支給変更申請書（様式第4号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて支援金の支給決定を変更し、雲仙市地区水道等料金負担軽減対策事業支援金支給変更決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（支援金の返還）

第10条 市長は、支援金の支給を受けた者が、虚偽その他不正な手段により支援金の支給を受けたと認めるときは、支給した支援金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

3 虚偽その他不正な手段により支援金の支給を受けた者の支援金の返還については、第10条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

雲仙市長 様

雲仙市地区水道等料金負担軽減対策事業支援金支給申請書兼請求書

雲仙市地区水道等料金負担軽減対策事業支援金支給要綱第6条の規定に基づいて申請及び請求をします。なお、申請及び請求に当たって、偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けた場合は、支給を受けた支援金の全額又は一部を速やかに返還いたします。

【申請者】

世帯主又は事業者 申請者	(ふりがな)		生年月日	大正・昭和・平成
	氏名	代理人 ()		年 月 日
	住所	〒 _____ 日中に連絡可能な電話番号 TEL _____		
	利用している水源	<input type="checkbox"/> () 地区水道組合 <input type="checkbox"/> 井戸水などの自己水源		

【同意・誓約事項】各項目のチェック欄(□)に『レ』を入れてください。

<input type="checkbox"/> 市内の地区水道組合に加入し、市水道を利用していない、又は生活用水(飲用)として自己水源のみを利用していることに相違ありません。
<input type="checkbox"/> 市が保有する住民基本台帳及び水道情報等を支給要件確認のため利用することに同意します。
<input type="checkbox"/> 同一の住所地において他に申請があった場合は、私が代表者として対応します。

【申請額・請求額】

月額 770円

【申請額・請求額内訳】支給要件に該当する月には○を該当しない月は×を記入してください。

年 月	支給該当	年 月	支給該当	年 月	支給該当
令和8年4月		令和8年8月		令和8年12月	
令和8年5月		令和8年9月		令和9年1月	
令和8年6月		令和8年10月		令和9年2月	
令和8年7月		令和8年11月		令和9年3月	

【×にする理由】

※チェック欄(□)に『レ』を入れてください。その他の場合は理由を記入してください。

- 市水道に接続するため
- 雲仙市外に転出するため その他 ()

【受取口座】次の金融機関口座への振込みを希望します。

金融機関名	支店名	口座番号 (右詰めでお書きください。)	フリガナ 口座名義
1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連 8.ゆうちょ	本・支店 支店コード	1普通 2当座 ※ゆう ちょ銀 行の 場合 は略	

雲仙市地区水道等料金負担軽減対策事業支援金支給決定通知書

申請者 住 所
氏 名
〔法人にあつては名称及び
代表者の氏名〕

年 月 日付けで申請のあつた雲仙市地区水道等料金負担軽減対策事業支援金の支給については、雲仙市地区水道等料金負担軽減対策事業支援金支給要綱第7条の規定により次のとおり支給することに決定したので通知します。

※毎月初日を基準日として支給要件の確認を行います。

なお、市水道に接続した場合や転出、死亡などにより支給対象要件に変更が生じた場合は、速やかに支給変更申請書（雲仙市地区水道等料金負担軽減対策事業支援金支給変更申請書(様式第4号)）を提出してください。

年 月 日

雲仙市長 印

記

支給決定 月額770円（ 年 月分 から 年 月分まで）

支給の時期

本支給金は毎月初日を基準日として支給要件を確認し、支給対象期間に応じて年2回に分けて支給します。

支給対象期間	支給時期
令和8年4月分から令和8年9月分まで	令和8年10月
令和8年10月から令和9年3月分まで	令和9年3月

ただし、令和8年10月以降に市が受け付けた申請については、令和9年3月に全支給対象期間分を一括して支給します。

(備考)

雲仙市指令 第 号

雲仙市地区水道等料金負担軽減対策事業支援金不支給決定通知書

申請者 住 所
氏 名
〔法人にあつては名称及び
代表者の氏名〕

年 月 日付で申請のあつた雲仙市地区水道等料金負担軽減対策事業支援金の支給については、雲仙市地区水道等料金負担軽減対策事業支援金支給要綱第7条の規定により次のとおり不支給とすることに決定したので通知する。

年 月 日

雲仙市長 印

記

不支給の理由

年 月 日

雲仙市長 様

申請者 住 所
氏 名
〔法人にあつては名称及び代表〕
〔者の氏名〕
※変更前の支援金受給者名
()
連絡先 (Tel) _____

雲仙市地区水道等料金負担軽減対策事業支援金支給変更申請書

年 月 日付け雲仙市指令第 号で支援金の支給の決定の通知があつた雲仙市地区水道等料金負担軽減対策事業について、下記事由により事業等の内容の変更をしたので、雲仙市地区水道等料金負担軽減対策事業支援金支給要綱第9条第1項の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

1. 支給対象月が変更になる事由

転出又は転居 (年 月 日)

死亡 (年 月 日)

市水道に接続したため (年 月 日)

その他

()

2. その他の変更事由

()

関係書類

その他市長が必要と認める書類

雲仙市地区水道等料金負担軽減対策事業支援金支給変更決定通知書

申請者 住 所
氏 名
〔法人にあつては名称及び代表〕
者の氏名

年 月 日付け雲仙市地区水道等料金負担軽減対策事業支援金支給変更申請については、雲仙市地区水道等料金負担軽減対策事業支援金支給要綱第9条第2項の規定により、同要綱第6条の規定による 年 月 日付け雲仙市指令 第 号の支給決定の一部を下記のとおり変更したので通知する。

年 月 日

雲仙市長

記

1 変更前 月額770円(年 月分 から 年 月分まで)

2 変更後 月額770円(年 月分 から 年 月分まで)

※本変更は、転出、市水道への接続その他の理由により、支給対象要件に変更が生じたことによるものです。

支給の時期

本支給金は毎月初日を基準日として支給要件を確認し、支給対象期間に応じて年2回に分けて支給します。

支給対象期間	支給時期
令和8年4月分から令和8年9月分まで	令和8年10月
令和8年10月から令和9年3月分まで	令和9年3月

ただし、令和8年10月以降に市が受け付けた申請は、令和9年3月に全支給対象期間分を一括して支給します。

※毎月初日の支給要件の確認を行います。

(備考)